

全国内航鋼船運航業最低賃金

平成 8 年 1 0 月 3 0 日 平成 8 年運輸省最低賃金公示第 5 号
 一部改正平成 9 年 1 0 月 3 1 日 平成 9 年運輸省最低賃金公示第 5 号
 一部改正平成 1 0 年 1 1 月 2 日 平成 1 0 年運輸省最低賃金公示第 2 号
 一部改正平成 1 3 年 1 1 月 1 日 平成 1 3 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
 一部改正平成 1 8 年 1 2 月 1 日 平成 1 8 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
 一部改正平成 2 0 年 1 2 月 1 日 平成 2 0 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
 一部改正平成 2 6 年 3 月 3 日 平成 2 6 年国土交通省最低賃金公示第 2 号

1 適用する地域

全国

2 適用する使用者

船員法（昭和 2 2 年法律第 1 0 0 号）第 1 条に規定する船舶であって、国内各港間のみを航海する鋼船（次の各号に掲げるものを除く。）の船舶所有者（船員法第 5 条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

(1) はしけ

(2) 内航海運業法（昭和 2 7 年法律第 1 5 1 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる船舶

(3) 海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶

(4) 平水区域を航行区域とする船舶及び沿海区域を航行区域とする総トン数 1 0 0 トン未満の船舶

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む職員（船長を含む。以下同じ。）及び部員

4 前項の船員に係る最低賃金額（月額）

(1) 職員

2 4 2, 3 5 0 円

ただし、次の表の左欄に掲げる船舶職員養成施設の課程を修了した職員であって、当該課程修了後の勤務期間がそれぞれ同表右欄に掲げる期間に満たない者については、2 2 5, 9 0 0 円とする。

海員学校（独立行政法人海員学校を含む。以下同じ。）本科	4 年 6 月
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程	
海員学校乗船実習科	4 年
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程乗船実習科	
海上保安学校本科	3 年 6 月
海員学校インターンシップ課程（本科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（本科）	
海員学校専修科	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校専攻科の課程	
海技大学校（独立行政法人海技大学校を含む。以下同じ。）海技士科（三級海技士（航海科、機関科）第四）	

海技大学校海上技術科（航海科、機関科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海、機関）	2年6月
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた商船高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）の課程	
海員学校インターンシップ課程（専修科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（専修科）	2年
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海専修、機関専修）	6月

(2) 部員 183,750円

ただし、海上経歴3年未満の部員については、174,450円とする。

この場合において、海上経歴を計算するときは、海員学校の専科、専修科、司ちゅう・事務科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科の卒業生については3年を、その他の海員学校の卒業生又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科の卒業生についてはその修業年限の期間を、船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程の卒業生については2年を、その他の高等学校卒業生については1年を、それぞれ海上経歴とみなす。

5 最低賃金に算入しない賃金

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれらの労働に対応する部分の能率給、歩合給など
- (2) 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金
- (3) 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など
- (4) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (5) 1か月を超える期間毎に支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (6) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（平成9年運輸省最低賃金公示第5号）

この公示は、平成9年11月30日から効力を生ずる。

附 則（平成10年運輸省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成10年12月2日から効力を生ずる。

附 則（平成13年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成13年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成18年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成18年12月31日から効力を生ずる。

附 則（平成20年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成20年12月31日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成26年4月2日から効力を生ずる。

海上旅客運送業最低賃金

平成8年10月30日 平成8年運輸省最低賃金公示第6号
一部改正平成9年10月31日 平成9年運輸省最低賃金公示第5号
一部改正平成10年11月2日 平成10年運輸省最低賃金公示第2号
一部改正平成13年11月1日 平成13年国土交通省最低賃金公示第2号
一部改正平成26年3月3日 平成26年国土交通省最低賃金公示第2号

1 適用する地域

全国

2 適用する使用者

船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船舶であって、旅客運送の用に供するもののうち、次の各号に掲げる船舶の所有者（船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

(1) 遠洋区域を航行区域とする船舶

(2) 近海区域を航行区域とする船舶

(3) 沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶（その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されている船舶を除く。）

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む職員（船長を含む。以下同じ。）及び部員

4 前項の船員に係る最低賃金額（月額）

(1) 職員（事務部職員を除く。）

239,250円

(2) 事務部職員

185,150円

(3) 部員

178,250円

5 最低賃金に算入しない賃金

(1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれらの労働に対応する部分の能率給、歩合給など

(2) 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金

(3) 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など

(4) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など

(5) 1か月を超える期間毎に支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金

(6) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（平成9年運輸省最低賃金公示第5号）

この公示は、平成9年11月30日から効力を生ずる。

附 則（平成10年運輸省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成10年12月2日から効力を生ずる。

附 則（平成13年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成13年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成26年4月2日から効力を生ずる。

漁業（遠洋まぐろ）最低賃金

平成14年11月1日	平成14年国土交通省最低賃金公示第2号
一部改正平成19年11月30日	平成19年国土交通省最低賃金公示第2号
一部改正平成23年12月8日	平成23年国土交通省最低賃金公示第3号
一部改正平成24年11月20日	平成24年国土交通省最低賃金公示第2号
一部改正平成26年3月3日	平成26年国土交通省最低賃金公示第2号

1 適用する地域

全国

2 適用する使用者

船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船舶であって、遠洋まぐろ漁業（漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第6号）第1項第8号に掲げる漁業のうち、浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とするものをいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により下記5に掲げる1人歩船員に達しないとみなされる船員は、除くものとする。

4 適用する期間

遠洋まぐろ漁業に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。

5 第3項の船員に係る最低賃金額

月額	1人歩船員	199,000円
		(月払いとする)

この場合において、1人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、1人歩、1人代その他名称の如何を問わず基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいうものとする。

6 最低賃金に算入しない賃金

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当
- (2) 通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など
- (3) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (4) 1か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (5) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（平成14年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成14年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成19年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成19年12月30日から効力を生ずる。

附 則（平成23年国土交通省最低賃金公示第3号）

この公示は、平成24年1月7日から効力を生ずる。

附 則（平成24年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成24年12月19日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成26年4月2日から効力を生ずる。

漁業（大型いか釣り）最低賃金

平成19年11月30日	平成19年国土交通省最低賃金公示第3号
一部改正平成20年12月1日	平成20年国土交通省最低賃金公示第2号
一部改正平成22年1月29日	平成22年国土交通省最低賃金公示第1号
一部改正平成23年1月21日	平成23年国土交通省最低賃金公示第1号
一部改正平成23年12月8日	平成23年国土交通省最低賃金公示第3号
一部改正平成24年11月20日	平成24年国土交通省最低賃金公示第2号
一部改正平成26年3月3日	平成26年国土交通省最低賃金公示第2号

1 適用する地域

全国

2 適用する使用者

船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船舶であって、大型いか釣り漁業（漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第6号）第1項第13号に掲げる漁業のうち、総トン数200トン以上の動力漁船により、釣りによっていかをとることを目的とする漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により下記5に掲げる1人歩船員に達しないとみなされる船員は、除くものとする。

4 適用する期間

大型いか釣り漁業に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。

5 第3項の船員に係る最低賃金額

月額	1人歩船員	203,100円
----	-------	----------

（月払いとする。）

この場合において、1人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、1人歩、1人代その他名称の如何を問わず基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいうものとする。

6 最低賃金に算入しない賃金

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当
- (2) 通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など
- (3) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (4) 1か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (5) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（平成19年国土交通省最低賃金公示第3号）
この公示は、平成19年12月30日から効力を生ずる。

附 則（平成20年国土交通省最低賃金公示第2号）
この公示は、平成20年12月31日から効力を生ずる。

附 則（平成22年国土交通省最低賃金公示第1号）
この公示は、平成22年2月28日から効力を生ずる。

附 則（平成23年国土交通省最低賃金公示第1号）
この公示は、平成23年2月20日から効力を生ずる。

附 則（平成23年国土交通省最低賃金公示第3号）
この公示は、平成24年1月7日から効力を生ずる。

附 則（平成24年国土交通省最低賃金公示第2号）
この公示は、平成24年12月19日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第2号）
この公示は、平成26年4月2日から効力を生ずる。

最低賃金専門部会委員名簿

1. 全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

(公益を代表する委員)

◎ 今 津 隼 馬	東京海洋大学名誉教授
河 野 真理子	早稲田大学法科学術院教授

(関係船員を代表する委員)

浦 隆 幸	全日本海員組合国内局国内部長
平 岡 英 彦	全日本海員組合中央執行委員

(関係使用者を代表する委員)

蔵 本 由紀夫	全国海運組合連合会理事
山 本 廣	船主団体 内航労務協会専務理事

2. 海上旅客運送業最低賃金専門部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

(公益を代表する委員)

◎ 今 津 隼 馬	東京海洋大学名誉教授
河 野 真理子	早稲田大学法科学術院教授

(関係船員を代表する委員)

浦 隆 幸	全日本海員組合国内局国内部長
平 岡 英 彦	全日本海員組合中央執行委員

(関係使用者を代表する委員)

江 口 清 徳	野母商船株式会社 常務取締役
長 田 榮 弘	(一社) 日本長距離フェリー協会労海務部会事務局長

3. 漁業（遠洋まぐろ）最低賃金専門部会委員名簿

（敬称略、五十音順）

（公益を代表する委員）

◎ 野川 忍 明治大学大学院法務研究科教授
久宗 周二 高崎経済大学経済学部経営学科教授

（関係船員を代表する委員）

高橋 健二 漁船同盟連絡協議会議長（全日本海員組合中央執行委員）
津田 幸喜 全日本海員組合水産局水産部副部長

（関係使用者を代表する委員）

上竹 秀人 日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
佐藤 安男 日本かつお・まぐろ漁業協同組合常務理事

4. 漁業（大型いか釣り）最低賃金専門部会委員名簿

（敬称略、五十音順）

（公益を代表する委員）

◎ 野川 忍 明治大学大学院法務研究科教授
久宗 周二 高崎経済大学経済学部経営学科教授

（関係船員を代表する委員）

高橋 健二 漁船同盟連絡協議会議長（全日本海員組合中央執行委員）
津田 幸喜 全日本海員組合水産局水産部副部長

（関係使用者を代表する委員）

川口 恭一 一般社団法人 全国いか釣り漁業協会会長
河村 桂吉 一般社団法人 全国いか釣り漁業協会副会長

最低賃金の審議について

- 国土交通大臣又は地方運輸局長等は、交通政策審議会又は地方交通審議会の調査審議を経て、船員に適用される特定最低賃金を決定（最低賃金法第35条第3項）
- 本年度については、特定最低賃金が設定されている4業種（内航、旅客、遠洋まぐろ、大型いか釣り）全てについて、公労使委員(各2名)からなる専門部会を設置

全国内航鋼船
運航業

海上旅客運送業

漁業
(遠洋まぐろ)

漁業
(大型いか釣り)

7月2日 国土交通大臣から交通政策審議会に諮問

〔第56回船員部会〕

第1回（8月18日）

- ・労使の合意は得られず。
- ・次回までに労使間で調整を行うことで合意

第1回（8月22日）

- ・労使の合意は得られず。
- ・次回までに労使間で調整を行うことで合意

第1回（8月20日）

- ・労使の合意は得られず。
- ・次回までに労使間で調整を行うことで合意

第1回（8月20日）

- ・労使の合意は得られず。
- ・次回までに労使間で調整を行うことで合意

第2回（9月26日）

職員 1,000円UP
〔最低賃金額〕
242,350円 → 243,350円

ただし書の職員1,000円UP
〔最低賃金額〕
225,900円 → 226,900円

部員 1,000円UP
〔最低賃金額〕
183,750円 → 184,750円

ただし書の部員1,000円UP
〔最低賃金額〕
174,450円 → 175,450円

第2回（9月12日）

職員 1,000円UP
〔最低賃金額〕
239,250円 → 240,250円

事務部職員 1,000円UP
〔最低賃金額〕
185,150円 → 186,150円

部員 750円UP
〔最低賃金額〕
178,250円 → 179,000円

第2回（9月4日）

一人歩船員 300円UP
〔最低賃金額〕
199,000円 → 199,300円

第2回（9月3日）

一人歩船員 200円UP
〔最低賃金額〕
203,100円 → 203,300円

最低賃金専門部会の審議結果の報告及び答申案の審議

〔第58回船員部会〕